

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成18年 1月20日

呉市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年呉市条例第82号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格事項)

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者(条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 市県民税の未納がある者

エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人

(4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について未納がある団体

(5) 呉市議会の議員、市長、助役、収入役又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人(市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。)

(選定委員会の設置)

第3条 市長は、公募により条例第3条の規定による指定管理者の候補者の選定を行う場合は、当該選定の公平性、透明性及び専門性を高めるため、民間の学識経験者等を含む委員をもって組織する選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

(2) その他指定管理者に関し市長が必要と認める事項

3 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業報告書の審査等)

第4条 市長は、条例第5条第1項の事業報告書の提出を受けたときは、その内容について審査し、必要な指示等を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 指定管理者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、その事実を証する書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地

(2) 定款、寄附行為その他これらに準じるもの

(3) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に指定管理者としての指定をしている団体については、第2条の規定は、この規則の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。